

新型コロナウイルス感染症陽性者（無症状）・濃厚接触者（無症状）への対応の変更について

新型コロナウイルス感染症濃厚接触者（無症状）への対応が、令和4年2月2日（水）より下記の通り変更となりました。

- (1) 濃厚接触者は、陽性者と最後に接触があった日の次の日を1日目とし、原則7日間を自宅待機として8日目に解除となり、登校及び通勤が可能となる。ただし、無症状に限る。
- (2) 自宅待機を7日間解除した後も、10日間が経過するまでは、検温など健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。

陽性者 (無症状)	PCR 検査 陽性判断	検査日から7日間を経過した場合は、8日目に療養を解除する。 (厚労省 令和4年1月5日通知より)							退院 自宅療養 等解除
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
濃厚接触者 (無症状) R4.2.2 変更	陽性者と 最後の接触	陽性者と最後に接触してから、8日目に療養を解除する。							登校可
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日

- ※ ただし、上記の自宅療養中に、発熱・のどの痛みなどの症状が出た場合は、すぐに医療機関での受診をしてください。
- ※ どちらの場合も、**無症状の場合**に限られます。保健所から療養期間が定められた場合、そちらが優先となります。
- ※ 退院・自宅療養等解除、濃厚接触者の自宅待機解除後も、10日間が経過するまで、以下の対策を継続してください。
 - ・ 検温など、健康状態を毎日確認する。
 - ・ リスクの高い場所の利用や、会食等を避ける。
 - ・ マスクを着用する。

県内（郡山市）でも、感染者が「大幅に増加」の傾向にあります。
引き続き、感染対策の継続をお願いします。